

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

教育委員会規則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

鳥取県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状に関する規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 出願手続(第二条―第十四条)
 - 第三章 免許状の取り上げに関する手続(第十五条―第二十条)
 - 第四章 教育職員検定(第二十一条―第二十三条)
 - 第五章 雑則(第二十四条―第二十九条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。)第二十条の規定に基づき、教育職員の免許状に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 出願手続

(免許状の授与の出願)

- ◇規則 教育職員免許状授与規則を廃止する規則
- ◇教委規則 教育職員の免許状に関する規則

規則

教育職員免許状授与規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月三十一日

鳥取県知事 石破二郎

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

鳥取県教育委員会規則第一号

教育職員免許状授与規則を廃止する規則

教育職員免許状授与規則(昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附則

第二条 免許法第五条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。

一 免許法別表第一又は別表第二に規定する基礎資格を有することを証明する書類

二 単位修得証明書

三 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。)第六条第一項の表の備考第六号又は第七号の規定の適用を受ける者にあつては、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明書

四 市町村長の発行する身分証明書(以下「身分証明書」という。)

五 宣誓書(様式第二号)

第三条 免許法附則第十項の規定により工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書

二 身分証明書

三 宣誓書

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号。以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第六項の規定により、技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状の授与を受けよ

うとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 昭和三十六年改正法附則第六項に規定する図画工作又は職業の教科に関する中学校教諭の免許状の写し

二 昭和三十六年改正法附則第六項に規定する文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了した旨の証明書

三 宣誓書

第五条 免許法第十六条の二第一項の規定により高等学校教諭免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 高等学校教員資格試験規程(昭和三十九年文部省令第二十五号)第八条第二項に規定する合格証明書

二 身分証明書

三 宣誓書

第六条 免許法第十六条の三の規定により保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書

二 身分証明書

三 宣誓書

(教育職員検定及び免許状の交付の出願)
第七条 免許法第六条第一項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第三号)に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- 一 基礎資格として免許状を有することを必要とする場合にあつては当該免許状の写し(免許法別表第六備考第二号の二の規定の適用を受ける者にあつては免許法施行規則第六十九条の二各号に該当することを証明する書類)
 - 二 免許法附則第七項の規定の適用を受ける者にあつては同項の表の第一欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類
 - 三 免許法施行規則第十一条の表の備考第三号又は第四号の規定の適用を受ける者にあつては大学在学証明書若しくは大学卒業証明書又は国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書
 - 四 免許法施行規則第六十四条第一項の規定の適用を受けるものにあつては同条同項の表の下欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類
 - 五 免許法施行規則第六十五条の規定の適用を受ける者にあつては同条に規定する資格を有することを証明する書類
 - 六 実務(技術)に関する証明書(様式第四号)
 - 七 身体に関する証明書(様式第五号)
 - 八 履歴書(様式第六号)
 - 九 人物に関する調書(様式第七号)
 - 十 身分証明書
 - 十一 宣誓書
- 第八条 免許法附則第十一項の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者で同表の第一欄に掲げる高等学校二級普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- 一 免許法附則第十一項の表の第二欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類
 - 二 単位修得証明書
 - 三 実務に関する証明書
 - 四 身体に関する証明書
 - 五 履歴書
 - 六 人物に関する調書
 - 七 身分証明書
 - 八 宣誓書
- 第九条 免許法第六条第三項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。
- 一 現に有する免許状の写し
 - 二 単位修得証明書
 - 三 身体に関する証明書
 - 四 人物に関する調書
 - 五 宣誓書
- 第十条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。)第一条第三項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願(様式第八号)に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。
- 一 現に有する免許状の写し
 - 二 身分証明書
 - 三 宣誓書

四 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては、最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務（技術）に関する証明書

第十一条 施行法第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 施行法第二条第一項の表の上欄に規定する資格を有することを証明する書類

二 身体に関する証明書

三 履歴書

四 人物に関する調査書

五 身分証明書

六 宣誓書

第十二条 免許法第五条第三項に規定する臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

一 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

二 最終学校長の発行する学業成績証明書

三 身体に関する証明書

四 履歴書

五 人物に関する調査書

六 身分証明書

七 宣誓書

2 免許法附則第九項の規定の適用を受ける者で、免許法第五条第三項に規定する教育職員検定を受けようとする者は、前項第一号及び第二号の書類に替えて、准看護婦又は看護婦の免許証の写しを添付しなければならない。

3 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下「昭和二十九年改正法」という。）附則第二十項及び第二十一項の規定の適用を受ける者で、免許法第五条第三項に規定する教育職員検定を受けようとする者は、第一項第一号及び第二号の書類に替えて、実務（技術）に関する証明書を添付しなければならない。

（免許状の書換え又は再交付の出願）

第十三条 免許法第十五条の規定により免許状の書換えを願ひ出ようとする者は、教育職員免許状書換願（様式第九号）を授与権者に提出しなければならない。

2 免許法第十五条の規定により免許状の再交付を願ひ出ようとする者は、教育職員免許状再交付願（様式第十号）を授与権者に提出しなければならない。

（無免許教科担任許可の申請）

第十四条 免許法附則第二項の規定により免許教科以外の教科の教授の担任の許可を受けようとする者は、無免許教科担任許可申請書（様式第十号）を授与権者に提出しなければならない。

2 授与権者は、免許教科以外の教科の教授の担任を許可したときは、無免許教科担任許可書（様式第十二号）を申請者に交付しなければならない。

第三章 免許状の取上げに関する手続

(説明書)

第十五条 免許法第十二条第一項に規定する説明書は、教育職員免許状取上げ処分説明書(様式第十三号)とする。

(口頭審理の通知)

第十六条 授与権者は、免許法第十二条第四項の規定により口頭審理を行なおうとするときは、口頭審理を開始する日の十五日前までに書面によりその期日及び場所を口頭審理を受ける者又はその代理人に通知しなければならない。

(弁護士選任又は証人出席の届出)

第十七条 審理を受ける者は、免許法第十五条第五項の規定により自己の代理人として弁護士を選任し、又は証人を口頭審理に出席させようとするときは、口頭審理の日の五日前までに、弁護士選任(証人出席)届書(様式第十四号)を授与権者に提出しなければならない。

(口頭審理の期日の変更)

第十八条 第十六条の規定による口頭審理の通知を受けた者は、病気その他やむを得ない理由により口頭審理の期日に出席できないときは、口頭審理の期日の五日前までに口頭審理期日変更申請書(様式第十五号)により口頭審理の期日の変更を申請することができる。

2 授与権者は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは口頭審理期日変更承認通知書(様式第十六号)により、不適当と認めるときは口頭審理期日変更不承認通知書(様式第十七号)によりその旨を申請者に通知しなければならない。

(口頭審理の秩序維持)

第十九条 授与権者は、口頭審理の場において、審理に出席した者に審理

の秩序を乱す言動があつたときは、その者の発言を禁止し、若しくは制限し、又はその者に対し退場を命ずることができる。

(口頭審理の調査)

第二十条 授与権者は、口頭審理が終わつたときは、免許状取上げ処分に係る口頭審理調査書(様式第十八号)を作成しなければならない。

第四章 教育職員検定

(合格基準)

第二十一条 教育職員検定における受検者の人物、学力、実務及び身体についての合格基準は、教育長が別に定める。

(教科の決定)

第二十二条 施行法第二条第一項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に係る教科は、別表第一のとおりとする。

(単位修得方法)

第二十三条 免許法施行規則及び教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)の規定による免許状の取得に係る単位の修得方法は、別表第二及び別表第三のとおりとする。

第五章 雑則

(免許状授与証明書)

第二十四条 免許状授与又は免許状交付の証明を受けようとする者は、免許状授与(交付)証明書交付申請書(様式第十九号)を授与権者に提出しなければならない。

2 授与権者は、前項の証明をしたときは、免許状授与(交付)証明書(様式第二十号)を申請者に交付しなければならない。

(原簿)

第二十五条 免許法第八条第一項による原簿は、教育職員免許状原簿（様式第二十一号）とする。

（書類の保存）

第二十六条 免許法施行規則第七十六条第一項の規定により授与権者が保存しなければならぬ書類の保存期間は、次の表のとおりとする。

書 類 の 名 称	保存期間
一 教育職員免許状原簿	永 久
二 免許法認定講習における単位修得原簿	〃
三 免許状の授与及び交付、教育職員検定、免許状の書換え及び再交付に関する願書	十 年
四 免許状の失効、取上げ及び口頭審理に関する書類	永 久
五 その他前各号の事項に関する主な公文書	五 年

（臨時免許状）

第二十七条 免許法第五条第三項又は施行法第一条若しくは第二条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は、（教育職員）助教諭免許状（様式第二十二号）とする。

（書類の提出方法）

第二十八条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、国立、鳥取県立又は私立の学校の教育職員にあつては当該学校の長、市町村立の学校の教育職員にあつては所轄の教育事務所の長を経由して提出するものとし、その他の者にあつては授与権者に直接提出するものとする。
（教育長への委任）

第二十九条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2. この規則の施行の際、現に提出されている出願書類等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

3. この規則施行の際、現に免許状の授与又は教育職員検定を受けるために必要な単位の一部又は全部を修得している者は、第二十三条の規定にかかわらず、昭和四十六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

別表第一

施行法第二条第一項の表の上欄に掲げる号名	中学校教員免許状の場合	高等学校教員免許状の場合
第一号	成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のある教科	成績良好である旨の出身学校長の証明のある教科のうち実業に関する教科
第二号	"	"
第三号	"	"
第四号	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの
第五号	"	"
第六号	"	"
第七号	"	"
第七号の二	"	"
第七号の三	教員としての在職年数のうち相当期間授業を担当した教科について成績良好である旨の所轄庁の証明のあるもの	教員としての在職年数のうち相当期間授業を担当した教科について成績良好である旨の所轄庁の証明のあるもの
第九号	"	"
第十号	"	"
第十二号	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの
第十三号	学位請求論文に関係のある教科	学位請求論文に関係のある教科
第十四号	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの
第十五号	"	"

第十五号の二	''	
第十六号	教員としての在職年数のうち相当期間授業を担当した教科について成績良好である旨の所轄庁の証明のあるもの	
第十七号	成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のある教科	
第十八号	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの	専攻科目に相当する教科又はそれに類する教科について成績良好である旨の出身学校長又は所轄庁の証明のあるもの
第十九号		''
第二十号	職業	工業
第二十号の二	''	''
第二十号の三	''	商船
第二十号の四	''	''
第二十号の五	''	''
第二十五号	成績良好である旨の所轄庁の証明のある教科	

備考 出身学校長の証明は、学業成績証明書とする。

別表第二

(一) 免許法施行規則第十一条及び第十三条に規定する単位の修得方法(免許法第六条別表第三の規定の適用を受ける者の場合)

5	受けるようとする免許状の種類	在職年数	合計	
45		単位	単位	
15	人文科学 自然科学 社会	一般教育科目	修得すること	を必要とする科目及び単位数
15	各3以上	教科専門科目	五以上の教科(音楽、図画、工作及び体育のうち一以上を含む。)につき各2以上	1以上
15		教職専門科目	教育原理、各2以上 教育心理、各2以上 四以上の教科の教材研究各1以上 道徳教育の研究1以上	

		論 校 教							小 学					
		状 免 許			普 通		二 級	状 免 許			普 通		一 級	
6	5	12	11	10	9	8	7	6	11	10	9	8	7	6
40	45	15	20	25	30	35	40	45	15	20	25	30	35	40
12	15	0	2	3	5	7	9	10	0	2	5	7	10	12
"	社会 自然 人文 科学 各3以上	社会 自然 人文 科学 のうち2以上の 科目につき各1	"	"	社会 自然 人文 科学 各1以上	"	社会 自然 人文 科学 各2以上	社会 自然 人文 科学 のうち2以上の 科目につき各1	社会 自然 人文 科学 各1以上	"	社会 自然 人文 科学 各2以上	"	社会 自然 人文 科学 各1以上	"
23	25	7	7	8	8	9	9	10	7	9	10	11	12	14
"	23以上 免許科目ごとに25以上	"	"	"	"	"	"	五以上の教科(音楽 図画 工作及び体育のうち一以上 を含む。)につき各1以上	"	"	五以上の教科(音楽 図画 工作及び体育のうち一以上 を含む。)につき各1以上	"	"	"
5	5	8	11	14	17	19	22	25	8	9	10	12	13	14
"	道徳教育の 研究 各1以上	"	"	道徳教育の研究1以上 教育心理 各1以上 三以上の教科の教材研究各 1以上	"	道徳教育の研究2以上 教育心理 各2以上 四以上の教科の教材研究各 1以上	"	道徳教育の研究2以上 教育心理 各3以上 五以上の教科の教材研究各 1以上	"	"	道徳教育の研究1以上 教育心理 各1以上 三以上の教科の教材研究各 1以上	"	"	"

学校 高等					論 校 教 中 学												
免許	普通	二級	状免普一 許通級		状 免許 普通 二級							状 免許 普通 一級					
8	7	6	5	3	12	11	10	9	8	7	6	11	10	9	8	7	
30	35	40	45	15	15	20	25	30	35	40	45	15	20	25	30	35	
7	10	12	15	0	0	2	3	5	7	9	10	0	3	5	7	10	
"	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	"	"	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	"	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "	社会 自然 " " " "	人文科学 " " " "
	各2以上		各3以上		以上	のうち二以上の 科目につき各1		各1以上			各2以上			各1以上		各2以上	
19	21	23	25	15	8	11	14	17	19	22	25	12	14	16	19	21	
"	"	"	免許教科ごとに 25以上	免許科目ごとに 15以上	"	"	"	"	"	"	免許教科ごとに 25以上	"	"	"	"	"	
19以上	21以上	23以上			8以上	11以上	14以上	17以上	19以上	22以上		12以上	14以上	16以上	19以上	21以上	
4	4	5	5	0	7	7	8	8	9	9	10	3	3	4	4	4	
"	"	"	教育原理 教育心理 教科教育法		"	"	"	"	"	"	道徳教育の 教育原理 教育心理 教育法の 研究	"	道徳教育の 教育原理 教育心理 教育法の 研究	"	"	"	
			各1以上								各1以上		各1以上のうち三 科目につき				

備 考	論														教 諭		
	園 教						幼 稚						状				
	状	免 許	普 通	二 級	一 級	特 級	状	免 許	普 通	一 級	特 級	状	免 許	普 通	一 級		
	12	11	10	9	8	7	6	11	10	9	8	7	6	5	11	10	9
	15	20	25	30	35	40	45	15	20	25	30	35	40	45	15	20	25
	0	2	3	5	7	9	10	0	2	5	7	10	12	15	0	3	5
		社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	社会 自然 人文 科学	社会 自然 人文 科学	社会 自然 人文 科学	社会 自然 人文 科学	"	社会 自然 人文 科学	"	社会 自然 人文 科学		"	社会 自然 人文 科学
		の う ち 二 以 上 の 科 目 に つ き 各 1			各 1 以 上		各 2 以 上	の う ち 二 以 上 の 科 目 に つ き 各 1	各 1 以 上			各 2 以 上		各 3 以 上			各 1 以 上
	7	7	8	8	9	9	10	7	9	10	11	12	14	15	12	14	16
	"	"	"	"	"	"	工 四 上 の 教 科 （ 音 楽 、 図 画 ） に つ き 各 1 以 上	"	"	工 四 上 の 教 科 （ 音 楽 、 図 画 ） に つ き 各 1 以 上	"	"	"	工 四 上 の 教 科 （ 音 楽 、 図 画 ） に つ き 各 2 以 上	"	"	"
	8	11	14	17	19	22	25	8	9	10	12	13	14	15	3	3	4
	"	"	教 育 原 理 、 保 育 内 容 の 研 究 各 1 以 上	"	教 育 原 理 、 保 育 内 容 の 研 究 各 2 以 上	"	教 育 原 理 、 保 育 内 容 の 研 究 各 3 以 上	"	"	教 育 原 理 、 保 育 内 容 の 研 究 各 1 以 上	"	"	"	教 育 原 理 、 保 育 内 容 の 研 究 各 2 以 上	"	"	"

幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状を取得する場合の教科専門科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する専門科目に

00319

の学高 実校等	教諭 実習 職業 校の 論 書 業 中		の種 類 受 け よ う と す る 免 許 状	年 数 在 職 合 計	修得すること を必要とする科目及び単位				
	状 免 許	普 通			二 級	単位	内 容	単位	
3	7	6	3	15	一般教育科目	10	職業の 関係科目 及び科目 群 について 修得する こと。	5	教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の 研究
15	15	20	15	15	一般教育科目	10	職業の 関係科目 及び科目 群 について 修得する こと。	5	教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の 研究
0	0	0	0	0	一般教育科目	10	職業の 関係科目 及び科目 群 について 修得する こと。	5	教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の 研究
10	8	10	10	10	一般教育科目	10	職業の 関係科目 及び科目 群 について 修得する こと。	5	教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の 研究
10	8	10	10	10	一般教育科目	10	職業の 関係科目 及び科目 群 について 修得する こと。	5	教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の 研究

五 (備考第二号の規定の適用を受ける者を除く。) 及び免許法附則第十一項の規定の適用を受ける者の場合)

一 教科に関する専門科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第三条又は第四条に定めるところによる。
二 教職に関する専門科目の単位は、教科教育法の単位とする。

二 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得する場合の教科専門科目の単位の修得方法は、別表第三に定めるところによる。
三 免許法施行規則第一条及び第六条に規定する単位の修得方法は、この表に定める一般教育科目及び教職専門科目の単位を修得する場合に準用する。この場合において、同規則第一条の表の備考第一号中「二単位」とあるのは「一単位」と、同規則第六条第一項の表の備考第九号中「二単位まで」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。

(四) 免許法施行規則第十五条に規定する単位の修得方法(免許法第六条別表第四の規定の適用を受ける者の場合)

備考

業に 関する 実習 論		業に 関する 実習 論	
二級 普通 免許 状	3	二級 普通 免許 状	6
	10		10
	0		0
	5		5
	"		免許教科の 関係科目及び科 目群について修得すること。
	5		5
	"		教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上

- 備考
- この表中「科目群」とは、別表第三の「」内に表示された教科に関する専門科目をいう。(以下四の表において同じ。)
 - 教科専門科目の単位の修得方法は、別表第三に定めるところにより職業(中学校の場合)又は農業、家庭、工業、商業、水産又は商船についての修得方法の例にならうものとする。
 - 免許法施行規則第六条に規定する単位の修得方法は、この表に定める教職専門科目の単位を修得する場合に準用する。この場合において、同規則同条第一項の表の備考第九号中「二単位まで」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。

四 免許法施行規則第十六条第二項に規定する単位の修得方法(免許法第六条別表第五備考第二号の規定の適用を受ける者の場合)

受ける者の種類	在職年数	合計単位	修得すること		単位数
			一般教育科目	教職専門科目	
中学校の普通免許状	6	10	0	5	5
職業実習				職業の 関係科目及び科目群 の半数以上について修得すること。	5
教論				教育原理 教育心理 教科教育法 道徳教育の研究	各1以上

備考

- 教科専門科目の単位の修得方法は、別表第三の()中学校の場合の職業についての修得方法の例にならうものとする。
- 免許法施行規則第六条に規定する単位の修得方法は、この表に定める教職専門科目の単位を修得する場合に準用する。この場合において、同規則同条第一項の表の備考第九号中「二単位まで」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。

四 免許法施行規則第十七条第一項の表(備考を除く。)に規定する単位の修得方法(免許法第六条別表第六(備考第一号及び第二号の規定の適用を受ける者を除く。)の規定の適用を受ける者の場合)

養護	教諭			養護	受けるようとする免許状の種類									
	状	免許	普通			二級	状	免許	普通	一級				
4	8	7	6	4	3	9	15	0	12	13	16	18	11	12
15	20	25	30	15	20	15	20	0	4	3	4	6	4	4
0	3	4	6	0	4	0	4							
			人文科学 自然科学 社会科学 各1以上		人文科学 自然科学 社会科学 各1以上									
			衛生学(公衆衛生学、救急 処置及び看護法を含む)、 食品学、栄養学、予防医 学及び学校保健、養護教 諭の職務)につき各3以上		衛生学(公衆衛生学、救急 処置及び看護法を含む)、 食品学、栄養学、予防医 学及び学校保健、養護教 諭の職務)につき各2以上									
					教育心理 各1以上									

備考

- 一 養護専門科目の単位は、この表に定める科目のほか、大学が養護に関する専門科目として実施する科目についても修得することができる。
- 二 免許法施行規則第八条及び第十条に規定する単位の修得方法は、この表に定める一般教育科目及び教職専門科目の単位を修得する場合に準用する。
- 三 「」内に表示された専門科目の単位の修得は、その専門科目の一以上にわたって行なうものとする。(以下この規則中「」内に表示された専門科目に関し単位を修得する場合において同じ。)

(内) 免許法施行規則第十七条第一項の表の備考及び第二項に規定する単位の修得方法(免許法施行規則第十七条第一項の表の備考並びに免許法第六条別表第六備考第一号及び第二号の規定の適用を受ける者の場合)

養護 学校 教諭	養護 学校 教諭	養護 学校 教諭		養護 学校 教諭		受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	在 職 年 数	在 職 単 位	修 得 す る こ と を 必 要 と す る 科 目 及 び 単 位 数
		一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状				
二級普通免許状	一級普通免許状	3	3	3	3	年数	3	単位	特 殊 教 育 専 門 科 目
3	3	6	6	6	6	単位	6	単位	「盲教育、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理並びに盲教育実習のうち三以上の科目につき各1以上」
3	3	6	6	6	6	年数	6	単位	「聾教育、言語指導の理論及び実際、聾心理、聴覚音声生理及び病理並びに聾教育実習のうち三以上の科目につき各1以上」
6	6	6	6	6	6	単位	6	単位	「異常見教育、異常見心理、「異常見の病理、児童児の保健」及び異常見教育実習のうち三以上の科目につき各1以上」

(イ) 免許法施行規則第十八条に規定する単位の修得方法（免許法第六条別表第七の規定の適用を受ける者の場合）

養護 学校 教諭	養護 学校 教諭	養護 学校 教諭		受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	在 職 年 数	在 職 単 位	修 得 す る こ と を 必 要 と す る 科 目 及 び 単 位 数
		一級普通免許状	二級普通免許状				
1	0	1	0	年数	1	単位	「人文科学のうち二以上の科目につき各1以上」
10	10	10	10	単位	10	単位	「衛生学（公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む）、一食品学、栄養学、予防医学及び学校教育、養護教諭の職務」につき各1以上
2	2	2	2	年数	2	単位	「教育心理」各1以上
6	6	6	6	単位	6	単位	「教育心理」各1以上
2	2	2	2	年数	2	単位	「教育心理」各1以上
2	2	2	2	単位	2	単位	「教育心理」各1以上

(ロ) 免許法施行規則第十七条第一項の表（備考を除く。）に規定する単位の修得方法は、この表に定める単位を修得する場合に準用する。

備考

備考

免許法施行規則第七条に規定する単位の修得方法は、この表に定める単位を修得する場合に準用する。

(イ) 免許法施行規則第四項に規定する単位の修得方法（免許法附則第七項の規定の適用を受ける者の場合）

免許法附則第七項の表の番号	学歴、旧免許状又は称号・学位	在職年数	合計単位	修得することと必要とする科目及び単位数	
				一般教育科目	教科専門科目
一	中学校高等女学校又は実業学校の教員免許状	10	10	0	4
二	四年制の教員養成諸学校又は専門学校	3	10	0	4
三	学士・学位	0	10	0	4
四	四年制の教員養成諸学校又は専門学校	5	10	0	6
五	学士・学位	1	10	0	4
					1教科の場合にあつては4以上、2つ以上は免許教科ごとに各2以上
					6以上
					6
					教育原理、教育心理、教科教育法 上各1

備考

一 教科専門科目の単位の修得方法は、別表第三に定める例によるものとする。
 二 免許法施行規則第六条に規定する単位の修得方法は、この表に定める教科専門科目の単位を修得する場合に準用する。

(ウ) 免許法施行規則第九項に規定する単位の修得方法（昭和二十九年改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の場合）

備 考	教 諭															学 校															高 等															受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類
	状					免 許					普 通					二 級					年 数	在 職 合 計																								
	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6			5	4	3	2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	単位								
免許法施行規則第一条及び第六条に規定する単位の修得方法並びに別表第三に定める教科に関する専門科目の単位の修得方法は、	"	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	"	"	社会 自然 人文 科学	各1以上	各2以上	各3以上	各4以上	各5以上	単位	・ 修得すること を必要とする科目 及び単位 数					
	12	14	17	19	22	24	27	30	32	34	37	40	43	45	48	50	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	12以上	14以上	17以上	19以上	22以上	24以上	27以上	30以上	32以上	34以上	37以上	40以上	43以上	45以上		48以上	50以上	単位	教科専 門科目	
	0	2	4	5	5	6	6	6	7	8	8	8	8	9	9	10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	12以上	14以上	17以上	19以上	22以上	24以上	27以上	30以上	32以上	34以上	37以上	40以上	43以上	45以上		48以上	50以上	単位		教 職 専 門 科 目
	教育 心理 教育 法	"	"	"	"	"	教育 心理 教育 法	"	"	"	"	"	"	"	教育 心理 教育 法	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	単位	容			

この表に定める単位を修得する場合に準用する。

(H) 免許法施行規則附則第十一項に規定する単位の修得方法（昭和二十九年改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の場合）

受けるようとする免許状の種類	年数	在職	修得することを必要とする科目及び単位数
	単位	合計	
普通二級免許	3	10	一般教育科目
養護教諭	2	2	養護専門科目
備考	(H) 免許法施行規則第十七条第一項の表（備考を除く。）に規定する単位の修得方法の表の備考の規定は、それぞれこの表に定める単位を修得する場合に準用する。		
人文科学のうちに2以上の科目につき各1	6	6	衛生学（公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む）、食品学、栄養学、予防医学及び学校保健、養護教諭の職務）につき各1以上
教育心理	2	2	教育心理 各1以上

別表第三

(一) 中学校の場合

免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 「漢文学、書道（書写を中心とする。）」	二
地理	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。）	二
法律	「法学、政治学」	二
社会	「社会学、経済学」	二
哲学	「哲学、倫理学、宗教学」	二

技 術	保 健	保 健 体 育	美 術	音 楽	理 科	数 学
設計及び製図 木材加工及び金属加工 農業(栽培に関する科目とし、実習を含む。) 工業(機械及び電気に関する科目とし、実習を含む。) 二 一 三 二	学校保健 「生理学、細菌学、栄養学」 衛生学(公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む。) 二 三 三	体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学及び解剖学を含む。) 「学校保健、衛生学」 二 二 二 二	絵画 彫塑 デザイン(構成を含む。) 美術理論及び美術史 一 二 二 三	ソルフェージュ 声楽(合唱を含む。) 器楽(合奏を含む。) 指揮法 音楽理論 三又は二 三又は二 一	物理学(実験を含む。) 化学(実験を含む。) 生物学(実験を含む。) 地学(実験を含む。) 三 二 二 二	代数学 幾何学 解析学 統計学 測量 一 一 二 二 二

国語	免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学 (国文学史を含む。) 漢文学		国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学 (国文学史を含む。) 漢文学	二 四 二
(二) 高等学校の場合			
備考 一 教科に関する専門科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。 二 英語以外の外国語の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。			
宗 教	宗 教 学 宗 教 史 「教理学、哲学」	宗 教 学 宗 教 史 「教理学、哲学」	二 三 三
英 語	英 語 学 英 文 学 英 会 話 及 び 英 作 文	英 語 学 英 文 学 英 会 話 及 び 英 作 文	二 三 三
職 業 指 導	職 業 指 導 職 業 指 導 の 技 術 職 業 指 導 の 運 営 管 理	職 業 指 導 職 業 指 導 の 技 術 職 業 指 導 の 運 営 管 理	二 四 二
職 業	産 業 概 説 職 業 指 導 「農 業、工 業、商 業、水 産」 「農 業 実 習、工 業 実 習、商 業 実 習、水 産 実 習」	産 業 概 説 職 業 指 導 「農 業、工 業、商 業、水 産」 「農 業 実 習、工 業 実 習、商 業 実 習、水 産 実 習」	二 三 二 一
家 庭	「食 品 学、栄 養 学」及 び 調 理 実 習 「被 服 学、衣 料 学」及 び 衣 服 実 習 「家 庭 管 理、住 居 学、家 族 関 係」 「育 児、家 庭 看 護 学」 家 庭 機 械 及 び 家 庭 工 作 (設 計 及 び 製 図 を 含 む。)	「食 品 学、栄 養 学」及 び 調 理 実 習 「被 服 学、衣 料 学」及 び 衣 服 実 習 「家 庭 管 理、住 居 学、家 族 関 係」 「育 児、家 庭 看 護 学」 家 庭 機 械 及 び 家 庭 工 作 (設 計 及 び 製 図 を 含 む。)	二 又 は 一 一 二 又 は 一 二

保 健	保 健 体 育	書 道	工 芸	美 音 術 楽	理 科	数 学	社 会
衛生学(公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む。) 「生理学、病理学、細菌学、栄養学」	体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学、病理及び解剖学を含む。) 「学校保健、衛生学」	書道 書道史及び美術史 「国文学、漢文学」	図法及び製図 デザイン(構成を含む。) 工芸製作 工芸理論及びデザイン理論	(一) 中学校の場合に同じ。	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	代数学 幾何学 解析学 「統計学、測量」	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
三 三	二 二 二 二	二 二 四	一 三又は二 三又は二 二	(一) 中学校の場合に同じ。	一 二又は一 二又は一 二 二	一 二 三又は二 三又は二	二 一 一 二 二

備考 (一) 中学校の場合の備考の規定は、この表の場合に準用する。	宗 英 職 教 語 業 指 導	商 船	水 産	商 業	工 業	農 業	家 庭	学校保健
	(一) 中学校の場合に同じ。	商船の関係科目 職業指導	水産の関係科目 職業指導	商業の関係科目 職業指導	工業の関係科目 職業指導	農業の関係科目 職業指導	「食品学、栄養学」 「被服学、衣料学」 「家庭管理、住居学、家族関係」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」	
	(一) 中学校の場合に同じ。	二 六	二 六	二 六	二 六	二 六	一 一 二 二 二	二

様式第1号

教育職員免許状授与願

鳥取県収入証
紙はりつけ欄

本籍地

現住所

氏名 (性別)

生年月日

Ⓜ ()

私は、教育職員免許法 (第5条第1項・第16条の2・第16条の3・
附則第10項・昭和36年改正法附則第6項) の規定により下記の免許状
の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願ひ出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 受けようとする
免許状の種類
- 2 教科名

備考 該当条文を○でかてわと。

様式第2号

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当し
ないことを誓います。

年 月 日

氏名 Ⓜ

鳥取県教育委員会 殿

様式第3号

教育職員検定願

鳥取県収入証紙はりつけ欄

本籍地
現住所
氏名 (性別)
生年月日

㊤ ()

私は、教育職員免許法第6条第1項の規定により下記の免許状に係る教育職員検定を受けたので、必要な書類を添えて願ひ出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 受けようとする免許状の種類
- 2 教科名

様式第4号

実務(技術)に関する証明書

本籍地
現住所
氏名

年 月 日生

勤務期間	職名	勤務場所	担当学年	教科	職務内容
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
在職年数計	年	月	(休職及び停職の期間を除く。)		
実務(技術)の成績 (実務(技術)に関 する学校長(所 属長)の意見)					

頭書の者は、上記の勤務場所において実地経験を有し、その実務(技術)は、.....であることを証明します。

年 月 日
氏名
校長 (所属) 校属 (所) 学校
名 団 (所) 轄 庁 団

備考

- 1 学校長(所属長)の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行なうものとする。
- 2 所轄庁の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員教育長が行なうものとし、国立、鳥取県立及び私立の学校に勤務する者並びに現在勤務していない者にあつては必要としない。
- 3 実務(技術)の成績の欄には、特に指導良好な教科があれば付記すること。

様式第5号

身体に関する証明書

本籍地
現住所
氏名

年 月 日生

記

身長	cm	視力	左 () 右 ()
体重	kg	聴力	左 右
胸囲	cm	色	神
胸部疾患			
その他異常			
栄養状態	甲 乙 丙 丁		
摘除上の要(注意事項)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
住所(所在地)
医療機関名
医師 氏 名

備考

- 1 原則として、国公立の病院若しくは診療施設又は保健所で診察を受けること。
- 2 視力の欄の()内には、矯正視力を記入すること。
- 3 栄養状態の欄は、該当する字句を○でかこむこと。

様式第6号

履歴書

本籍地
現住所
氏名

年 月 日生

記

1 学業

学校・学部・科名	在学期間	卒業・修了・中退・在学中
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年
	年 月 日から 年 月 日まで	第 学年

2 免許状

免許状の種類	教科	授与年月日	免許状番号	授与権者

3 勤務記録

発令年月日 発令事項 発令者

年 月 日		

4 賞罰

年 月 日	事 項	官 庁 名
年 月 日		

5 身上異動

年 月 日	事 項	項
年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏

名 ⑩

上記のとおり確認する。

年 月 日

学校長(所属長) 氏 名 ⑪

備考

- 1 1の学業の記載方法は、小学校から最終学校までについて記載すること。
- 2 2の免許状の記載方法は、所有する免許状(教育職員、保健婦、看護婦等)ごとにその種類(校種、教別及び番号)を記載すること。
- 3 3の勤務記録の記載方法は、就職、転職、休職、退職、停職及び専従休暇について記載し、休職、退職及び停職については、その理由を記載すること。給与に関する事項は記載しないこと。
- 4 5の身上異動の記載方法は、本籍地の変更、改姓及び改名について記載すること。
- 5 学校長(所属長)の確認方法は、様式第4号の備考1と同じ。

様式第7号

人物に関する調査

本籍地
現住所
氏名

年 月 日生

記-

観察区分	観察内容
1 思想	
2 性格	
3 指導力	
4 研究心	
5 社会性	
6 長所	
7 短所	
8 教員としての適格性	
9 その他	

上記のとおり証明します。

年 月 日

学校長(所属長) 氏名 園
所 轄 庁 園

備考 1 観察内容の欄には、できるだけくわしく記載すること。

備考 2 学校長(所属長)及び所轄庁の証明方法は、様式第4号の備考1及び備考2と同じ。

様式第8号

教育職員免許状交付願

鳥取県収入証
紙はりつけ欄

本籍地
現住所

氏名(性別)

生年月日

Ⓢ ()

私は、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により下記の免許状の交付を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 受けようとする
免許状の種類
- 2 教 科 名

様式第9号

教育職員免許状書換願

鳥取県収入証
紙はりつけ欄

本籍地
現住所

氏名(性別)

生年月日

Ⓢ ()

私は.....を変更したため、下記の免許状の書換えをしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 免許状の種類及び番号
- 2 教 科 名
- 3 授与年月日
- 4 授与権者名

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 書換えを必要とする免許状
- 2 戸籍抄本

様式第10号

教育職員免許状再交付願

本籍地

現住所

氏名(性別)

生年月日

ⓐ ()

私は、免許状を(破損した・紛失した)ため、下記の免許状の再交付をしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願ひ出ます。

鳥取県教育委員会 殿

記

- 1 免許状の種類及び番号
- 2 教科名
- 3 授与年月日
- 4 授与権者名

年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 破損した場合は、当該破損した免許状
- 2 紛失した場合は、紛失の理由を証明するに足る書類

様式第11号

(裏面)

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

学校名

校長氏

担任教諭 氏

名 名 ⓐ -

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任教諭と連署のうえ申請します。

記

- 1 担任する教諭の氏名
- 2 担任する教諭の所有する免許状の種類
- 3 担任する教諭の申請する教科についての実務経験及びその実績等
- 4 担任する教科名
- 5 担任しようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 担任しようとする事由
- 7 学級編成及び教科担任一覧表(裏面のとおり。)

(裏面)

学級編成及び教科担任一覧表

- 1 学校名
- 2 設置者
- 3 位 置
- 4 学 級 数

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計

5 申請教科の免許状所有者一覧表

職 名	氏 名	所有する免許状			担 任	時 間 数
		1級	2級	臨時		

年 月 日

学校長

印

- 備考
- 1 所有する免許状の項は、該当欄に○を記入すること。
 - 2 申請する教諭が2人以上であつても1部作成すればよい。
 - 3 高等学校の場合は、課程別に作成すること。
 - 4 分校は、本校とは別に作成すること。

様式第12号

無免許教科担任許可書

学 校 名 _____ 氏 名 _____

校 長 氏 名 _____

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授を担任することを許可します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

記

許可教科	担任教諭氏名	生 年 月 日	担任許可期間

様式第13号

教育職員免許状取上げ処分説明書

教育職員免許法第12条第1項の規定により、教育職員免許状の取上げに関する処分説明書を交付する。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

所属学校名	職 名	氏 名	生年月日	年 月 日 生
取上げの処分 を行なう免許 状	種 類	授与年月日	番 号	授与権者
処分の事由				

(教示) この処分について異議があるときは、この説明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に鳥取県教育委員会に對して異議の申出をすることができます。

様式第14号

弁護人選任(証人出席)届書

住 所
所属学校名
氏 名

印

私は、下記の者を私の弁護人として選任し(証人として)、 年 月 日行なわれる口頭審理に出席させますので届出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

弁護人 (証人)	住 所	
	氏 名	
本人との関係	職 業	
	生年月日	
弁護人選任の理由 (証人として証言を求めようとする事項)		

様式第15号

口頭審理期日変更申請書

住 所
所属学校名
氏 名

印

私は、下記の理由により 年 月 日付けで通知を受けた口頭審理の期日に出頭できませんので、当該期日を変更してくださいとう申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記

様式第16号

口頭審理期日変更承認通知書

年 月 日

氏 名 殿

鳥取県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のおつた口頭審理の期日の変更について、下記のとおり承認します。

記

- 1 変更前の口頭審理の期日
- 2 変更後の口頭審理の期日

様式第17号

口頭審理期日変更不承認通知書

年 月 日

氏 名 殿

鳥取県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあつた口頭審理の期日の変更については、下記の理由により承認できませんのでご了承ください。

記

様式第18号

鳥 取 県 教 育 委 員 会

免許状取上げ処分に係る口頭審理調査書

口頭審理を受ける者	本籍地住所氏名	年 月 日
年 月 日	年 月 日	日生

上記の者に係る口頭審理の状況は、下記のとおりである。

記

出席者	教育委員	
	口頭審理を受け る者又はその代 理人	
	証人	
	その他の出席者	
公開・非公開の別		
口頭審理の経過及び陳述等の概要		

様式第19号

免許状授与(交付)証明書交付申請書

本籍地
 現住所
 氏名(性別)
 生年月日

私は.....のため、下記の免許状

の授与(交付)証明書の交付を受けたいのでお願いします。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

記、

番号	授与年月日	免許状の種類	教科	授与権者	必要 証明 教

様式第20号

免許状授与(交付)証明書

本籍地
 氏名
 生年月日

頭書の者に下記のとおり免許状を授与(交付)したことを証明し

ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科
- 3 授与年月日
- 4 番号

様式第21号

教育職員免許状原簿

氏名	性別	男女	生年月日	年 月 日	生 日
		身 上 異 動	年 月 日	年 月 日	日
番 号		授与	条件	年 月 日	
授与年月日	年 月 日	教 諭	免 許 状	教 科	
種 類	授与・交付の規程	教育職員免許法	第 条 第 項 第 号 別表第 (備考第 号)		
本 籍 地					免 許 状 割 印 欄
現 住 所					割 印
備 考	(書換え、再交付、失効及び取上げの年の月日並びにその事由)				

様式第22号

(表面)

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

(氏 名)

年 月 日生

割印

右の者に教育職員免許法(第五条第三項)(施行法第一
 条)(施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科
 について)(教育職員)助教諭免許状を(授与する)(有
 するものとみなす)

(記)

年 月 日 印

鳥 取 県 教 育 委 員 会

番 号

(裏面)

授与条件

一 基礎の免許状

免許状の種類	教科	授与年月日	備考

二 学校又は教育機関の卒業又は修了

学校又は教育期間の名称	卒業又は修了年月日	備考

三 その他

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有し、その有効期間は 年 月 日までとする。

備考 記載方法は、免許法施行規則第72条別表および施行法施行規則第9条別表の記載注意の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】